

学会（地区学会）関係事業の運営等に関する規程の制定と 施行に当たり特に留意いただきたい事項

【 日本獣医師会学会及び獣医学術学会事業関係 】

1 学会役員から学会幹事への移行と任期について

〔日本獣医師会学会運営規程 第4条第4項、附則3及び4関係〕

これまでの学会役員（学会理事・監事）の方は、本年4月1日から日本獣医師会学会運営規程が施行されたことに伴い、そのまま「学会幹事」として引き続き就任いただくこととし、その任期は、旧学会関係規程施行時の任期から1年間期間を延長し平成25年3月31日までとさせていただきます。

2 学会幹事の人数について

〔日本獣医師会学会運営規程 第4条第2項関係〕

新たな学会運営規程では、各分野別学会に所属する学会幹事の人数を20名以内で組織することとしており、旧学会役員が全て学会幹事へと就任すると各分野別学会において20名を超えることとなりますが、新規による運営への移行期であることから、同条のただし書きの内容のとおり、「本会会長が特に必要があると認めるときは、学会幹事を若干名増やすことができる。」の条文を適用して対応することとします。

3 分野別地区学会の地区学会長の学会幹事への委嘱について

〔日本獣医師会学会運営規程 第4条第3項第1号関係〕

新たな学会運営規程では、「分野別地区学会の地区学会長」を学会幹事として委嘱することとしておりますが、本件については、新規による運営への移行期であることから、新たな学会幹事の選任が行われる平成25年4月1日に就任する学会幹事から適用することとなります。

【 地区学会及び獣医学術地区学会事業関係 】

1 地区評議員から地区学会幹事への移行と任期について

〔獣医学術地区学会運営規程 第4条第4項、附則3及び4関係〕

これまでの地区学会の評議員の方は、本年4月1日から獣医学術地区学会運営規程が

施行されたことに伴い、各分野別学会に所属する「地区学会幹事」として開催担当獣医師会の会長が委嘱した者とさせていただきます。なお、地区学会評議員から引き続き地区学会幹事へ就任される方の任期は、本会役員の任期が終了する前年度の年度末（平成25年3月1日）まで延長することができることとしており、平成25年3月31日まで任期を延長することで対応いただくようお願いいたします（なお、ご本人の都合等により任期途中で地区学会幹事を交替することは差し支えありませんが、交替する場合は、その旨を報告願います。）。

2 地区学会幹事の職務内容について

〔獣医学術地区学会運営規程 第5条第3項関係〕

地区学会幹事の職務内容は、これまでの地区学会の評議員と同様の職務内容とし、新たに特段の権限を持たせるものではありませんので、従来通り、地区学会を開催担当する地方獣医師会の会長である「地区学会会長」が事務を掌理するよう、お願いします。

3 獣医学術地区学会における共催、協賛、協力、後援等と同学会講演要旨集等への記載内容について

〔別添1資料「学会組織の位置づけと獣医学術学会関係事業等の運営見直しの経過等」11～13頁参照〕

これまで、獣医学術地区学会では日本獣医師会が主催者でしたが、実際の獣医学術地区学会の開催運営状況を踏まえ、地区学会の運営は当該地区を構成する各地方獣医師会による獣医学術の振興・普及を目的とした公益目的事業（獣医学術地区学会事業）として運営されることが基本となります。したがって、獣医学術地区学会の主催は同地区学会の開催運営を担当する地方獣医師会とし、当該地区を構成する地方獣医師会が複数の場合は、主催地方獣医師会以外の地方獣医師会は共催、また、日本獣医師会は、その支援・協力体制から協賛となります。

なお、獣医学術地区学会講演要旨集への主催・共催等の記載例は以下のとおりです。

<記載例>

主 催：社団法人 獣医師会

共 催：社団法人 獣医師会、社団法人 獣医師会、社団法人 獣医師会、社団法人 獣医師会、社団法人 獣医師会

企画運営：日本産業動物獣医師会（ 地区 ） 日本小動物獣医学会（ 地区 ） 日本獣医公衆衛生学会（ 地区 ）

後 援：農林水産省、環境省、厚生労働省、 県、 市

協 賛：社団法人日本獣医師会

【 地区獣医師大会関係 】

1 地区獣医師大会における主催、共催、後援、協力等と同大会プログラム等への記載内容について

〔別添1資料「学会組織の位置づけと獣医学術学会関係事業等の運営見直しの経過等」14頁参照〕

これまで、同一地区内に複数の地方獣医師会が所属する地区において実施される地区獣医師大会の主催者は地区連合獣医師会でしたが、この地区獣医師大会は、獣医事向上対策等・政策提言・人材育成等を目的とする公益目的事業として、当該地区を構成する各地方獣医師会により運営されることが妥当であることから、地区獣医師大会の主催は同大会の開催運営を担当する地方獣医師会とし、さらに、当該地区を構成する地方獣医師会が複数の場合は、当該地区における主催の地方獣医師会以外の地方獣医師会は共催であると考えます。また、日本獣医師会は、その支援・協力体制から協力となります。

なお、地区獣医師大会プログラムへの主催・共催等の記載例は以下のとおりです。

<記載例>

主 催：社団法人 獣医師会

共 催：社団法人 獣医師会、社団法人 獣医師会、社団法人 獣医師
会、社団法人 獣医師会、社団法人 獣医師会

後 援：農林水産省、環境省、厚生労働省、 県、 市

協 力：社団法人日本獣医師会